

令和7年度第2回八潮市学校適正配置指針・計画策定委員会次第

日 時：令和7年10月31日(金)

時 間：午後2時00分から

会 場：会議室4-2

1. 開 会

2. 教育長あいさつ

3. 議 事

(1) 八潮市学校適正配置指針・計画 (案)について

4. その他

5. 閉 会

## 第3章 適正規模・適正配置の基本的な考え方（指針・基準）

### 1. 国の動向

#### （1）第4期教育振興基本計画

令和5年6月に閣議決定された「第4期教育振興基本計画」では、2040年以降の社会を見据えた今後の教育施策における総括的な基本方針として、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げています。

##### ●持続可能な社会の創り手の育成

少子化・人口減少が著しい我が国において、将来にわたって社会制度を持続可能なものとし、現在の経済水準を維持しつつ、活力あふれる社会を実現していくためには、一人一人の生産性向上と多様な人材の社会参画を促進する必要があります。また、社会課題の解決と経済成長を結び付け、新たなイノベーションにつながる取組を推進することが求められます。

こうした社会の実現に向けては、一人一人が自分のよさや可能性を認識し、あらゆる他者を価値ある存在として尊重するとともに、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、「持続可能な社会の創り手」になることを目指すという考え方が重要です。

##### ●日本社会に根差したウェルビーイングの向上

ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを指し、一時的な幸福感だけでなく、生きがいや人生の意義といった、将来にわたる持続的な幸福を含む概念です。

ウェルビーイングの捉え方は国や地域の文化的・社会的背景により異なり得るもので、日本社会に根差したウェルビーイングの要素としては、「幸福感（現在と将来、自分と周りの他者）」、「学校や地域でのつながり」、「協働性」、「利他性」、「多様性への理解」、「サポートを受けられる環境」、「社会貢献意識」、「自己肯定感」、「自己実現（達成感、キャリア意識など）」、「心身の健康」、「安全・安心な環境」などが挙げられ、これらを、教育を通じて向上させていくことが重要です。

そして、上述の総括的な基本方針のもと、第4期教育振興基本計画では以下の5つの基本的な方針を定めています。

- ①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

## (2) 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（文部科学省）

文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では、以下のような基本的な考え方等が示されています。

図表 文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」等

- 学校規模適正化の検討は、児童生徒の教育条件をより良くする目的で行うべきもの。
- 学校統合を行うか、学校を残しつつ小規模校の良さを活かした学校作りを行うか、休校した学校の再開を検討するなど、活力ある学校作りをどのように推進するかは、地域の実情（学校が都市部にあるのか過疎地にあるのか等）に応じたきめ細かな分析に基づく各設置者の主体的判断。
- コミュニティの核としての学校の性格や地理的要因・地域事情等に配慮する必要。特に過疎地など、地域の実情に応じて小規模校の課題の克服を図りつつ小規模校の存続を選択する市町村の判断も尊重。

## 2. 八潮市が目指す学校教育

### (1) 小中一貫教育の実践

本市ではかつて、中学校において長年にわたり非行問題行動や不登校問題の解消、小中学校における学力の向上が教育課題としてありました。

課題解決のために教育現場も懸命に努力してまいりましたが、教職員の中に疲弊感が漂い、地域、保護者からの負託に応えることができず焦燥感さえ覚える教育現場がありました。

この教育課題を解決すべく、教育委員会では、平成18年11月、国の構造改革特別区域法に基づき、八潮市小中一貫教育特区として認定され、小中一貫教育の取り組みが始まりました。

小中一貫教育という手法を取り入れることにより、小中学校9年間という義務教育を学びでつなぐ中で、教職員の意識改革を図り、現状からの脱却を目指しました。

以来20年の歳月が流れる中、本市の小中一貫教育の取り組みは全国的にも知られ、多数の自治体が視察のために訪れるようになりました。

全国学力学習状況調査や埼玉県学力学習状況調査においては、小学校では全国平均・県平均を超えるようになり、中学校でも全国平均・県平均に迫る結果を残せるようになりました。

このことは、児童生徒一人ひとりの学力の向上が確実に向上していることを表しています。

今後的小中一貫教育の推進にあたっては、これまでの施設分離型で進める中で、学校施設の新築・建替え、学校の統合等を行う際には施設一体型、施設併設型も視野に入れ、児童生徒一人ひとりにとってより効果的な小中一貫教育を模索していく、「教育は八潮で」という高みを目指し、更なる取り組みを進めていきます。

## 八潮市小中一貫教育 これまでのあゆみ

年 度	内 容
平成18年度	・内閣府より、「構造改革特別区域計画(八潮市小中一貫教育特区)」に認定され(～平成20年度まで)、八潮市独自の教育課程(えらべる科・ふるさと科・こくさい科)の編成が可能になる
平成19年度	・八潮中学校ブロック(潮止小学校・松之木小学校・八潮中学校)・八條中学校ブロック(八條小・八條北小・八條中学校)を研究委嘱校として指定する ・八潮市小中一貫教育広報紙「はばたきプラン」発行開始 ・八潮市学校教育審議会の設置・開催(～平成21年度まで)
平成20年度	・教育課程特例校に認定される(～平成22年度まで) ・市内全小・中学校を「小中一貫教育研究指定校」に指定するとともに、5つの中学校ブロックを組織し、ブロックの実態に応じた小中一貫教育の推進を図る
平成21年度	・第1回八條北小学校・八條中学校合同運動会・体育祭開催 ・全教科・領域にわたる9年間の「単元配列表」の配布・活用開始 ・八潮中学校ブロック・八條中学校ブロック初の研究発表会開催
平成22年度	・初代「八潮 Basic」(基礎問題集)の配布開始 ・「八潮市小中一貫教育生活・学習ガイド」の配布開始 ・八潮市小中一貫教育懇談会の設置・開催(～平成23年度まで) ・潮止中学校ブロック(中川小学校・潮止中学校)初の研究発表会開催
平成23年度	・ジョイスタ(土曜勉強会)開始 ・ノーダイ(ノーポケ・ノーゲーム・ノーテレビによる読書推進日)の市内統一実施開始 ・大原中学校ブロック(大曾根小学校・大瀬小学校・大原小学校・大原中学校)・八幡中学校ブロック(八幡小学校・柳之宮小学校・八幡中学校)初の研究発表会開催
平成24年度	・新学習指導要領に対応した全教科・領域にわたる9年間の「単元配列表」の活用開始 ・2代目「八潮 Basic I」(基礎問題集)、「八潮 Basic II」(応用問題集)の配布開始 ・「参観のしおり」配布開始 ・八條中学校ブロックで2回目となる研究発表会開催 ・八潮市学校教育審議会の開催(～平成26年度まで)
平成25年度	・学びをつなぐ「春休みの課題」の配布開始 ・八潮中学校ブロックで2回目となる研究発表会開催
平成26年度	・市内3校に5名の学力向上指導員配置事業開始 ・潮止中学校ブロックで2回目となる研究発表会開催 ・通学区域の変更により、潮止中学校ブロックに大瀬小学校が加わる
平成27年度	・秋田県小坂町派遣研修事業開始 ・大原中学校で2回目となるブロック研究発表会開催
平成28年度	・小中一貫教育推進検討部会に「まなび(体力)部会」を加え、5部会体制を確立する ・全小中学校で「八潮スタンダード」の試行的活用を開始 ・「(通称)いじめゼロ条例」を基にした授業実践を市内全学級で実施 ・八幡中学校ブロックで2回目となる研究発表会開催
平成29年度	・全小中学校で「八潮スタンダード」を全面実施とする。 ・秋田県小坂町より初めて教職員3名を受け入れ、合同研修会を開催 ・教師用「新体力テスト攻略ハンドブック」活用開始 ・八條中学校ブロックで3回目となる研究発表会開催
平成30年度	・「八潮 Basic」のデータ化 ・「不登校対策の手引き」活用開始 ・児童生徒、保護者用「新体力テスト攻略ハンドブック」の活用開始 ・個別支援ファイルと登校支援個人票を統合した「はばたきファイル」活用開始
令和元年度	・児童生徒、保護者用「新体力テスト攻略ハンドブック」を市内全児童生徒に配付 ・八潮中学校ブロックで3回目となる研究発表会開催
令和2年度	・潮止中学校ブロックで3回目となる公開授業研究会開催 ・教職員派遣受け入れ事業(綾瀬市県外学校運営研修事業の受け入れ)の実施(4日間) ・『「八潮の教育」合同報告会2020～小中一貫教育ではばたく児童生徒～』を開催
令和3年度	・大原中学校ブロックで3回目となる研究発表会開催 ・『「八潮の教育」合同報告会2021～小中一貫教育ではばたく児童生徒～』を開催
令和4年度	・小中一貫教育推進検討部会に「ICT部会」を加え、6部会体制を確立する ・秋田県小坂町派遣研修事業及び教職員派遣受け入れ事業の再開 ・八幡中学校ブロックで3回目となる研究発表会開催 ・『「八潮の教育」合同報告会2022～小中一貫教育ではばたく児童生徒～』を開催
令和5年度	・秋田県小坂町派遣研修事業及び教職員派遣受け入れ事業の実施 ・八條中学校ブロックで4回目となる研究発表会開催 ・『「八潮の教育」合同報告会2023～小中一貫教育ではばたく児童生徒～』を開催
令和6年度	・秋田県小坂町派遣研修事業及び教職員派遣受け入れ事業の実施 ・八潮中学校ブロックで4回目となる研究発表会開催 ・『「八潮の教育」合同報告会2024～小中一貫教育ではばたく児童生徒～』を開催

八潮Basic

～平成・昭和・令和の記念年～

567年

八潮市立 中学校

公民

英語

算数

国語

社会

科学

技術

音楽

美術

保健

体育

情報

道徳

社会

数学

物理

化学

生物

地図

歴史

地理

公民

社会

数学

物理

化学

生物

地図

歴史

地理

公民

社会

数学

物理

化学

生物

地図

歴史

地理

公民

社会

数学

物理

化学

生物

地図

歴史

地理

公民

社会

数学

物理

化学

生物

地図

歴史

地理

公民

社会

数学

物理

化学

生物

地図

歴史

地理

公民

社会

数学

物理

化学

生物

地図

歴史

地理

公民

社会

数学

物理

化学

生物

地図

歴史

地理

公民

社会

数学

物理

化学

生物

地図

歴史

地理

公民

社会

数学

物理

化学

生物

地図

歴史

地理

公民

社会

数学

物理

化学

生物

地図

歴史

地理

公民

社会

数学

物理

化学

生物

地図

歴史

地理

公民

社会

数学

物理

化学

生物

地図

歴史

地理

公民

社会

数学

物理

化学

生物

地図

歴史

地理

公民

社会

数学

物理

化学

生物

地図

歴史

地理

公民

社会

数学

物理

化学

生物

地図

歴史

地理

公民

社会

数学

物理

化学

生物

地図

歴史

地理

公民

社会

数学

物理

化学

生物

地図

歴史

地理

公民

社会

数学

物理

化学

生物

地図

歴史

地理

公民

社会

数学

物理

化学

生物

地図

歴史

地理

公民

社会

数学

物理

化学

生物

地図

歴史

地理

公民

社会

数学

物理

化学

生物

地図

歴史

地理

公民

社会

数学

物理

化学

生物

地図

歴史

地理

公民

社会

数学

物理

化学

生物

地図

歴史

地理

公民

社会

数学

物理

化学

生物

地図

歴史

## (2) 目指す児童生徒像

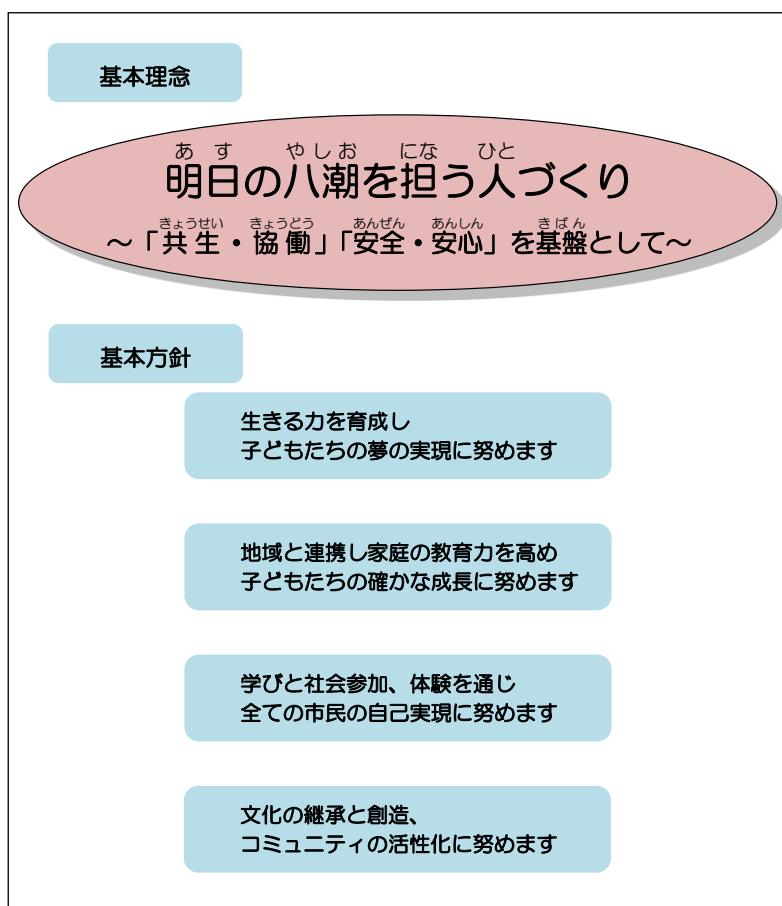
このような時代だからこそ、子どもたちには、社会の変化を前向きに受け止め、主体的に活動し、現在では思いもつかない新しい未来の中で、自ら学ぶ意欲を持ち続け、社会の変化に積極的に対応する能力やグローバルな時代の中で生きていくたくましい行動力が求められているものと考えます。

これから加速度的に社会が大きく変わろうとしている中で、子どもたちの教育の充実のためにICT、図書室（学校図書館）、外国語を学ぶためのLL教室等、ハード面の充実が求められます。

また、子どもたちの教育の担い手である教職員は、アクティブラーニングを積極的に取り入れるとともに、外国語やICTへの理解とともに道徳の教科化に対し一層の研修を充実していく必要があります。

そこで、八潮市教育委員会は、八潮市教育計画「はばたき」の基本理念、基本方針にのっとり、小中一貫教育をとおして、変化への対応力や主体的に社会に関わる積極性、新たな価値を生み出す創造力等を育みます。

図表 八潮市の目指す児童生徒像



これらの資質・能力を育成するためには、学校はもとより家庭、地域が互いに協力し合い求め続けられなければなりません。

したがって、今後の適正な学校配置については、八潮の教育の目指す児童生徒像を実現するためのものであると同時に、超少子高齢社会を視野に入れて考えていく必要があります。

教育は希望であり、ロマンでもあります。次代を担う児童生徒の未来を豊かなものにしたいと願っています。

### 3. 教育環境のあり方

学校施設の物的環境を捉えるとともに、その物的環境の中で学び教え育む児童生徒及び教職員にとって毎日過ごす学び舎は、機能的であり知的好奇心を育み、魅力あるものでなくてはなりません。

また、人的環境は、教職員はもとより地域の方々や外部指導者が一致協力して児童生徒の教育に携わる重要な教育環境であることから、さらにその力量を高める必要があります。

教育委員会として、八潮市が目指し、希求する教育、そして、少子高齢社会、グローバル化、学校施設の老朽化状況等を考慮し、教育環境のあり方を以下の10項目に整理しました。

#### (1) 教育環境の視点から

これから時代に生きる子どもたちの教育は、不易と流行を大切にしながら、グローバルな社会の中でたくましく生きていくことが望されます。

からの学校施設、設備は児童生徒一人ひとりのニーズに対応しながらも、それぞれの学校が特色を持てるようなものでなくてはなりません。

具体的には、図書室（学校図書館）の充実、ICTを活用した情報活用能力の育成のための設備の充実、外国語教育に資するための教育機器の充実、インクルーシブ教育システムの構築、主権者教育やキャリア教育の充実等が挙げられます。

#### (2) 環境教育の視点から

地球温暖化対策の国際的な取組を背景として、学校施設においても、施設整備や光熱水利用等における省エネルギー化について、今後より一層の取組みが求められます。

このため、省エネルギー性能の優れた設備の導入を推進するとともに、費用対効果等を勘案しながら、太陽光等の自然エネルギーの導入を検討し、環境負荷の低減に配慮した施設を目指すことが必要です。

#### (3) 地域の中の学校という視点から

加速度的に超少子高齢社会になることは、国的人口動態からも明白です。

学校が児童生徒だけの教育にとどまらず、高齢者福祉や子育て支援等の場としての活用も求められます。

そして、地域の中の学校として、図書室（学校図書室）やパソコンの開放等、誰もが学ぶことができる施設が必要になります。

また、今後、学校運営協議会を通じて、一層、学校と地域社会の連携が必要になり、地域コミュニティを推進するためにも地域に根差した学校のあり方も考えていく必要があります。

#### (4) 避難場所としての視点から

学校施設は、災害時においては地域の防災拠点としての役割を持っています。

今後、30年以内に70%の確率で起こるといわれる首都直下地震、さらに気候変動による災害は、増え続けると考えられます。

このような事態に適切に対応するため、避難場所としての学校の配置は地域の方々にとって重要な位置を占めるものであり、安全で利用しやすい環境であること、地域の方々にとってわかりやすく避難しやすい施設であることが必要です。

## (5) 通学区域の視点から

学校の配置にあたっては、児童生徒の通学条件を考慮することが必要です。

学校の位置や学区の決定等にあたっては、児童生徒の負担面や安全面等にも配慮し、地域の実情を踏まえた適切な通学条件や通学手段を確保する必要があります。

国では、公立小・中学校の通学距離について、小学校ではおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めています。

八潮市の通学区域では、通学上の安全確保や通学時間、体格・体力等を考慮し、通学距離は小学校がおおむね2km以内、中学校がおおむね4km以内となっています。

なお、本市においては、平成31年1月～2月に実施したアンケートの結果では30分以内が適当とされ、現実的には小学校低学年等には、2kmは難しい基準といえます。

また、これまで通学区域は町会・自治会の単位ごとに設定され、学校を核として、地域コミュニティの醸成に大きく関与してきました。

このため、通学区域変更にあたっては、各町会・自治会の分断や子ども会との関わり、歴史ある学校への思い、兄弟姉妹が在籍している学校への就学変更、通学班の問題、通学距離、通学路の安全性の確保等、課題が大変多いといえます。

のことから、現段階では、通学区域のみを変更しての適正配置は、かなりの困難が予想されるものと考えます。

なお、統合等に伴いスクールバス等を導入する場合、徒歩時間の減少による体力の低下などの課題が生じることが考えられ、保護者等の考えも十分配慮する必要があります。

## (6) 適正規模という視点から

子どもが集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することで、一人ひとりの資質の向上や能力をさらに伸ばしやすくなるといわれています。

学校は子どもたちの社会性を醸成する場、子どもたちがお互いに切磋琢磨する場であり、一定の規模が必要です。

法令上、学校規模の標準は学級数により設定されており、小・中学校ともに「12学級以上 18学級以下」が標準とされています。

### 学校教育法施行規則

第41条：小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

（同第79条により、中学校に準用）

学級数が少ない学校においては、児童生徒数が少なくなることにより、クラス替えができない等の児童生徒への影響や、教職員数が少ないとことにより教育活動に大きな影響が生じる恐れがあると指摘されています。

このため、小学校においては、全学年でクラス替えを可能としたり、同学年に複数教員を配置したりするためには、1学年2学級以上（12学級以上）があることが望ましいものと考えられます。

中学校においても、1学年2学級以上（6学級以上）が必要となりますが、免許外指導をなくし

たり、すべての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも 9 学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。

なお、文部科学省では、25 学級以上の学校を「大規模校」、31 学級以上の学校を「過大規模校」とし、過大規模校については速やかにその解消を図るように設置者に求めています。

#### (7) 校舎の耐用年数の視点から

建設から 40 数年が経過し、校舎等はいずれ耐用年数を迎えることになります。児童生徒数の減少と併せ、統合を視野に入れた学校建設が必要となります。

「八潮市学校施設長寿命化計画（令和 3 年 3 月策定）」においては、構造躯体が健全な状態であり今後も適切に維持管理が行われることを前提として、建物の目標使用年数を 80 年としています。

また、「八潮市公共施設マネジメントアクションプラン（平成 29 年 8 月策定）」においては、鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造の目標耐用年数を適切な長寿命化によって、原則として 65 年（財務省の省令の 3 割増）としており、これに準じて他の構造の目標耐用年数についても財務省の省令の 3 割増としています。

図表 八潮市公共施設マネジメントアクションプランにおける目標耐用年数

構造	目標耐用年数
鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造	65 年
鉄骨造	50 年
軽量鉄骨造	39 年
木造	32 年

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条に基づき、国庫補助（公立学校施設整備費補助金等）の交付を受けて、取得した財産（建物、用地等）を補助金等の交付の目的に反して使用（転用）、譲渡、貸し付け又は取り壊し等を文部科学大臣が定める期間内に行う場合には、文部科学大臣の承認が必要となります。

また、次の場合は、処分する部分の残存価額に対する国庫補助金を返還しなければなりません。

- ・有償の貸与・譲渡等（事業完了後 10 年以上経過し、学校施設整備のための基金に国庫納付金相当額を積み立てる場合は返還不要）
- ・事業完了後 10 年未満の無償の転用・貸与・譲渡・取壊し

図表 処分制限期間

財産名	構造等	処分制限期間（年）	
		①	②
校舎 屋内運動場	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造	60	47
	鉄骨造	40	34
	木造	24	34
水泳プール		30	30

① 平成 12 年度以前の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産について適用

② 平成 13 年度以降の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産について適用

#### (8) 校舎の長寿命化の視点から

老朽化した建物について、物理的な不具合を直し建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を現在の学校が求められている水準まで引き上げる改修を「長寿命化改修」といい、適切なタイミング（おおむね築後45年程度まで）で長寿命化改修を行うことで、改修後30年以上、物理的な耐用年数を延ばすことができるとされています。

長寿命化改修については、工期の短縮、工事費の縮減ができ、廃棄物が少ないというメリットがありますが、設計及び施工上の制約が多く、また、構造耐力上主要な部分（柱、梁、床版、屋根版等）のコンクリートの強度が著しく低い場合や基礎の鉄筋が腐食している場合等は適しません。

このため、建物の築後の年数、老朽化の状況等を勘案するとともに、建替え費用、改修後の維持費用等を比較検討する必要があります。

#### (9) 中学校予定地への学校建設という視点から

中長期的展望に立った場合、新たな学校が必要なのか、調査研究し、検討する必要があります。

特に、新設中学校の建設用地を確保していますが、今後教室数が不足する見込みがあるのか、教室数が不足する場合は通学区域の見直しで対応できないのか、検討する必要があります。

## 4. 学校の適正規模についての考え方（指針・基準）

### （1）学校規模適正化の必要性

学校教育法第21条に義務教育の目標として、学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うことをはじめ10項目にわたり記されています。

この目標を具現化するために、各学校では、学習指導要領に基づいた教育活動が展開されています。

このため、各学校では、教科等の知識や技能の習得を図るとともに、児童生徒一人ひとりが集団生活の中で、多様な考えに触れ、自分と他者との関わりを大切にしながら、思いやりの心や協調性、尊敬の念、正義、忍耐力、公正等を学び、社会の一員として必要なことを身に付けています。ここで、児童生徒一人ひとりにとって重要なのが、学級集団です。この集団の中で切磋琢磨して、社会性や社会規範を身に付けていきます。

したがって、この集団は一定の規模の児童生徒集団が保証されていることや、児童生徒一人ひとりの教育にあたる教職員組織が、経験年数、専門性、男女比のバランスがとれていることが重要となります。このようなことから適正規模という考え方方が生まれることになります。

学校規模の適正化については、児童生徒一人ひとりにとって望ましい教育とは何かを一義的に考え、進めていかなければなりません。

なお、義務教育を進める上で、教室の不足が生じるようなことのないよう、十分注意し、計画的に進める必要があります。

図表 学校教育法 第21条【義務教育の目標】

義務教育として行われる普通教育は、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

1. 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
2. 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
3. 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
4. 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
5. 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
6. 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
7. 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
8. 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
9. 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
10. 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

## (2) 学校の規模適正化の考え方（指針・基準）

### ①適正規模の基本的な考え方（指針）

学校教育法第21条【義務教育の目標】のため、具体的な視点により規模適正化を進めていきます。

#### I. 児童・生徒の視点から

- ・集団による教育の実施により、児童・生徒間のふれあいや切磋琢磨の機会が多くなる。
- ・集団活動を通して児童・生徒の社会性が高められ、自らの個性や能力を伸長できる。
- ・課題別活動や選択教科、部活動、学校行事等において、多様な選択肢が提供できる。
- ・一人ひとりの児童生徒が、自分らしく、安心して学校生活を営むことができる。

#### II. 学校運営の視点から

- ・学年や教科担当・部活動の教員が確保され、効果的な指導体制が図れる。
- ・同一学年複数教員による充実した研究、研修活動が可能となる。
- ・校務分掌を複数で分担することができ、学校運営組織の効果的な編成ができる。
- ・児童・生徒の安全確保や不測の事態に適切な対応が図れる。
- ・学校規模が維持されれば、学校運営協議会など、地域の協力が得られ、コミュニティ・スクールが推進される。

### ②適正な学校規模（基準）

#### I. 学級数の基準（通常学級）

上記適正規模の基本的な考え方を踏まえ、学校教育を行う上で適正な学校規模を確保するのは、児童生徒の良好な教育環境の維持や教員の指導体制の充実のみならず、学校を円滑に運営するためにも大変重要なことです。

小学校では、一定規模の児童の中で、互いに学び、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことが大切です。小学校では、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成し、同学年に複数教員を配置するためには 1 学年 2 学級以上（12 学級以上）があることが望ましいものと考えられます。また、充分な教育効果を得るためにには、図書室や理科室等の特別教室が少なくとも週 1 回は使えることが望ましいため、時間割編成上、学校全体で 24 学級以下が望ましいものと考えられます。

一方、中学校では、学習指導は教科担任制であり、教員の配置定数や学校運営の観点から学校全体で 9 学級以上（1 学年 3 学級以上）は必要です。また、生徒一人ひとりの活躍する機会が確保でき、教員が生徒一人ひとりの把握がしっかりできること、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすいこと等、十分な教育効果が期待できることから、国の基準に合わせ、学校全体で 18 学級以下（1 学年 6 学級以下）が望ましいものと考えます。

また、今後、小中一貫校を設置する場合、本市においてこれまでに小中一貫校や義務教育学校の設置実績がないことから、まずは国が定義する義務教育学校の標準規模に倣い、18 学級以上 27 学級以下を標準規模と定義することが望ましいと考えます。

このことから、国が標準としている学校規模は、小学校・中学校とも 12 学級以上 18 学級以下ですが、学校規模によるメリット・デメリットや八潮市の実態を踏まえ、八潮市における適正な学校規模を以下のとおりの基準とし、対応します。

少子化により児童生徒数の減少が生じることが想定され、小規模校となった場合や、複式学級化が予測される場合においては、その対策のための検討を開始し、対応します。

なお、元々小規模校に近い形で設置された学校もあるため、単学級になったとしても、この場合は学校教育法施行規則第41条に基づく特別の事情にあたるか、地域の実情を踏まえ、総合的に判断します。

また、児童生徒数の増加により、大規模校となった場合や教室数不足が予測される場合においては、その対策のための検討を開始し、対応します。

図表 学級数の基準・対応（通常学級）

	小規模		適正規模	大規模	
小学校 複式学級化	11 学級以下		12 学級以上 24 学級以下 (特別の事情がある場合を除く)	25 学級以上	教室数不足
中学校 複式学級化	8 学級以下		9 学級以上 18 学級以下 (特別な事情がある場合を除く)	19 学級以上	教室数不足
小中一貫校 複式学級化	17 学級以下		18 学級以上 27 学級以下 (特別な事情がある場合を除く)	28 学級以上	教室数不足
方策	▼ 対応	▼ 要検討	▼ 維持	▼ 要検討	▼ 対応

## 5. 学校の適正配置についての考え方（指針・基準）

### （1）学校適正配置の必要性

八潮市が目指す学校教育を進めるためには、学校規模と合わせて学校の配置についても考える必要があります。

地域とのつながりの上での学校は、子どもたちの教育を通し、まちづくりにも大きく関与しており、その配置については慎重に考える必要があります。

また、学校の配置は、その設置の仕方によっては、児童生徒の通学距離に大きな影響を及ぼします。

さらに、本市の小中一貫教育を進める上でも、学校の配置の方法によっては、施設一体型、隣接型など、様々な様態による小中一貫校を進めることができます。

こうしたことをバランスよく配慮し、適正配置をより良い方向へ進めることが必要です。

### （2）学校適正配置についての考え方（指針・基準）

#### ①通学距離

##### I. 通学距離の考え方（指針）

平成31年1月～2月に実施したアンケート調査結果からは、通学時間について「15分以内」あるいは「30分以内」が適正とする回答が多く見られることから、この通学時間をもとに、本市の実情に合わせ、適正な通学距離を設定することが適切と考えられます。

小学校低学年、高学年の歩行速度の違い、中学生では自転車通学時間も考慮して、適切な通学距離を設定することとします。

##### II. 適正な通学距離（基準）

現在の通学距離が、小学校においては概ね2km以内、中学校においては概ね4km以内である状況を考慮し、適正配置を検討するにあたっては、現在の通学実態や交通事情、地形、子どもの通学時間等を踏まえ、通学距離は、小学校においては2km以内を基準とし、特別な事情がある場合には、3km以内を許容範囲とします。

また、中学校においては、4km以内を基準とします。

学校の配置にあたっては、可能な限りこれらに配慮するとともに、通学区域の設定においても配慮が必要です。

また、児童生徒の居所によっては、やむを得ずこの基準を超ってしまう場合もあることから、柔軟な対応が必要です。

図表 通学距離の基準

通学距離の基準	
小学校	2km以内
中学校	4km以内

小学校にあっては、特別な事情がある場合、3km以内。

## ②小・中学校の適正配置の留意事項

小・中学校の適正配置にあたっては、八潮市が目指す学校教育を達成するために行うものであり、下記事項に留意しながら検討していきます。

図表 小・中学校の適正配置の留意事項

留意事項	
1	八潮市が目指す学校教育に配慮したこと。
2	適正化にあたっては、児童生徒数の増減率、余裕教室数、特別教室数、建物の経過年数、周辺校との距離、1人当たりの運動場面積等を総合的に考慮すること。
3	適正化にあたっては、分離新設、通学区域の変更、通学区域の弾力化等の対応策を講じることが困難と判断される学校では、教育活動の充実や教育施設の整備・改善を図りながら、可能な限り望ましい教育環境を維持していくよう努めること。
4	大規模集合住宅の開発に伴う急激な人口増加に対して、受け入れが困難な学校においては開発の動向を注視しつつ、隣接する周辺校の状況も勘案しながら早期に対策を検討していくこと。
5	通学区域の変更、通学区域の弾力化を実施するにあたっては、近接する他の学校の標準とする学校規模に著しい影響を及ぼさないように留意すること。
6	「八潮市公共施設等マネジメント基本方針」との整合を図りながら検討すること。

## 第4章 適正配置の方向性の検討

### 1. 北部の学校の在り方について

#### (1) 北部の学校の児童生徒数・学級数の現状と将来推計

前述のとおり、北部の八條小学校・八條北小学校・八條中学校では、児童生徒数の減少が続いている。八條北小学校・八條中学校では、既に全学年でクラス替えができない1学年・1学級の状態となっており、将来的には八條小学校も1学年・1学級の状態となることが予測されています。

また、八條北小学校では複式学級が発生する可能性もあると予測されています。

#### (2) 北部の学校におけるこれまでの取組

従前から1学年・1学級の状態が続いていた八條北小学校では令和3年度から、八條中学校では令和6年度から、小規模特認校制度を採用しています。小規模特認校制度とは、少人数ならではのきめ細かな指導や特色ある教育活動を展開する小規模校を教育委員会が小規模特認校として指定する制度です。児童生徒や保護者の方がこのような環境で学びたい、学ばせたいと希望し、入学の条件を満たした場合に、従来の通学区域を越えて、特別に市内全域から児童の入学・転入・編入が認められます。例えば八條北小学校では、小規模特認校制度のもと、特色ある英語教育を推進してきたところです。

しかしながら、本制度を採用してからも八條北小学校及び八條中学校の児童生徒数が増加することは見込まれず、今後も児童生徒数は減少傾向が続くと予測されています。

#### (3) 北部の学校を取り巻く環境の変化

本市北部地区の八條北小学校及び八條中学校の周辺は、現在、田園風景が広がる、緑豊かな地域となっています。一方で、北部地区では「北部拠点まちづくり推進地区まちづくり計画」が策定されており、北部拠点の形成に向けて、地域の特性や課題に対応したまちづくりの目標やルールが示されています。この計画では、地域住民が主体となり、より良いまちづくりに向けた取り組みが推進されており、地域（主体）と市（支援）が協働してまちづくりを進めることを目的としています。

計画の中では、（仮称）外環八潮パーキングエリアやスマートインターチェンジなどの道路施設の整備、産業施設の立地誘導、さらには（仮称）道の駅やしお等の整備が進められる予定であり、これにより交通環境は大きく変化し、八條北小学校及び八條中学校の周辺も、これまでの緑豊かな自然環境から大きく変化することが考えられます。

また、計画の目標である「生活環境や教育環境などに配慮した緑豊かな産業拠点づくり」を目指して、地域住民や地権者の皆さんと協働で、北部地区のまちづくりに取り組むこととされています。

さらに、北部拠点まちづくり推進地区においては、令和7年3月31日に、市と協働してまちづくりを進める事業者と「八潮市北部拠点まちづくり推進地区の開発に関するパートナー協定」を締結し、流通業務施設や商業施設等の立地を図ることとしています。

そのため、八條北小学校及び八條中学校の周辺は、緑豊かな環境から交通量が多く建物が立ち並ぶ環境へと変化し、児童生徒の落ち着いた学習環境の確保が困難となることが予想されます。

#### (4) 現状を維持した場合に想定される影響

このまま対応策をとらずに、現状の八條小学校・八條北小学校・八條中学校を維持する場合、安全な通学環境、落ち着いた学習環境の確保が困難であることに加え、学級数が少ないとによる以下の課題が発生することが想定されます。

##### 【学級数が少ないとによる学校運営上の課題】

- ・ クラス替えができない
- ・ クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- ・ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- ・ クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ・ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ・ 男女比の偏りが生じやすい
- ・ 学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- ・ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ・ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ・ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ・ 教科等が得意な子どもの考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ・ 生徒指導上課題がある子どもの問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
- ・ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ・ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

加えて、複式学級が発生する場合、「直接指導（教師が子どもたちと直接関わりながら進める指導）と間接指導（一方の学年に教師が直接指導しているとき、他方の学年に学習の進め方を事前に理解させ、子どもたちだけで学習を進めさせること）を組み合わせ、複数学年を教員が行き来しながら指導する必要がある場合が多いことから、以下の課題が発生することも想定されます。

##### 【複式学級による課題】

- ・ 教員に特別な指導技術が求められる
- ・ 複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい
- ・ 単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある
- ・ 実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
- ・ 兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある

また、学級数が少なくなると、配置される教職員の数が少くなるため、下記の課題が発生し教育活動に制約が生じる可能性があります。

##### 【教職員数が少ないとによる学校運営上の課題】

- ・ 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
- ・ 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある

- ・児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
- ・チーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
- ・教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
- ・学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる
- ・平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
- ・教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）
- ・学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
- ・免許外指導の教科が生まれる可能性がある
- ・クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる

そして、仮に上記の学校運営上の課題が生じた場合、児童生徒には以下のような影響を与える可能性があります。

【学校運営上の課題が児童生徒に与える影響】

- ・集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につきにくい
- ・児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ・協働的な学びの実現が困難となる
- ・教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
- ・切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ・教員への依存心が強まる可能性がある
- ・進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- ・多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- ・多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

出典：文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」（平成27年1月27日）

### (5) 小規模校の状態を解消することによる利点

一方で、小規模校の状態を解消させる対応策を取り、クラス替えが可能な規模を確保できる場合、以下の利点があります。

- ・ 児童生徒同士の人間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制ができる
- ・ 児童生徒を多様な意見に触れさせることができる
- ・ 新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる
- ・ クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる
- ・ 学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる
- ・ 学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができる
- ・ 指導上課題のある児童生徒を各学級に分けることにより、きめ細かな指導が可能となる

出典：文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」（平成27年1月27日）

### (6) 適正配置の必要性と方向性

上記のとおり、八條小学校・八條北小学校・八條中学校を現状維持することは、学級数が少ないことによる学校運営上の課題、複式学級による課題、教職員数が少ないとによる学校運営上の課題等が多数発生します。その結果、児童生徒が落ち着いて学校生活を送ることができる環境や、安全に登下校できる環境を確保することが困難となり、これらの問題が児童生徒に悪影響を与える可能性があります。

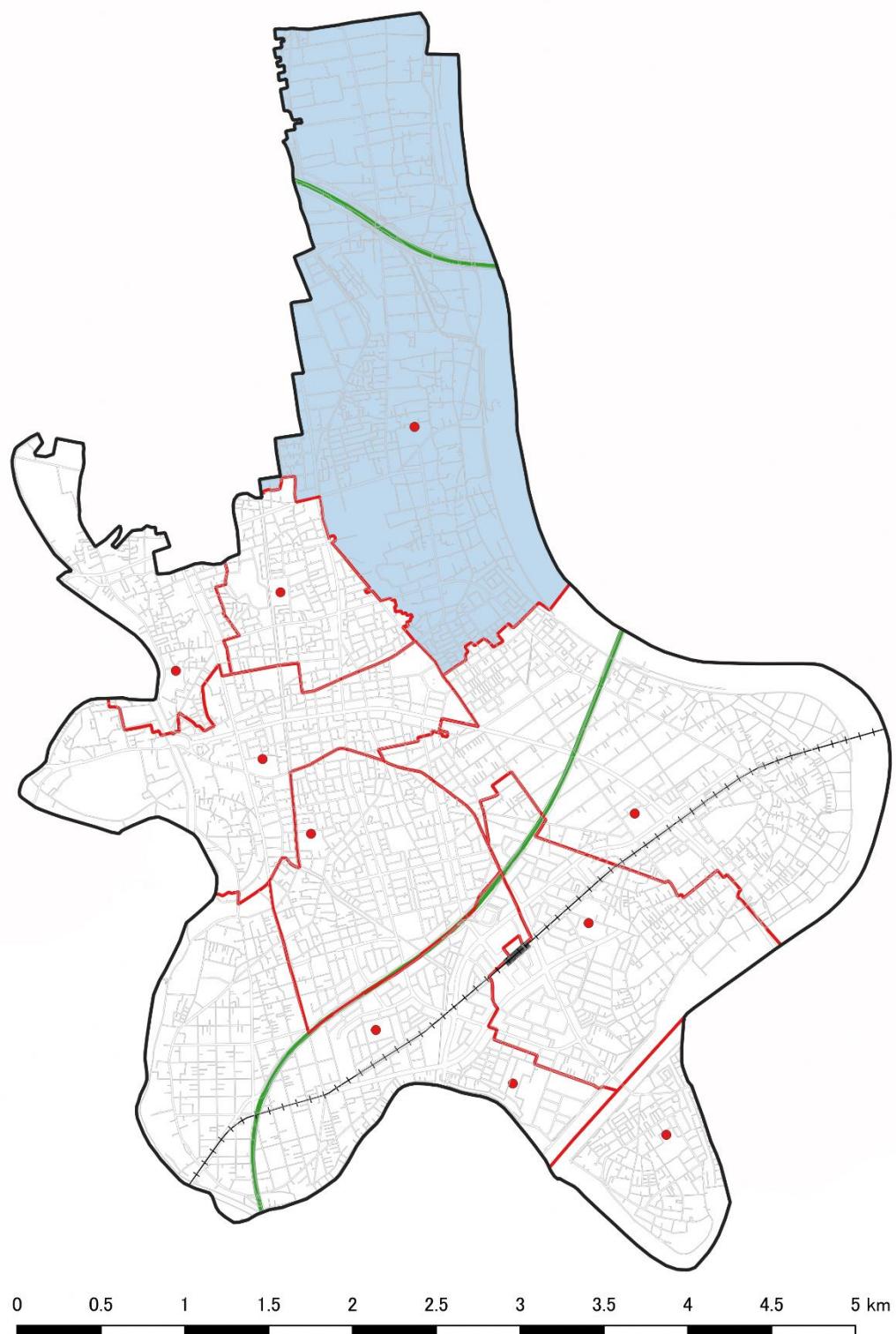
ハ潮市教育計画に掲げる基本理念「明日のハ潮を担う人づくり～「共生・協働」「安全・安心」を基盤として～」を実現し、児童生徒の確かな学力や豊かな心を育成していくためには、学校規模の課題の解決は必須であると考えられます。

そのため、現在の八條小学校の場所で、八條小学校・八條北小学校・八條中学校を統合し、令和13（2031）年に小中一貫校を整備する方向で検討を進めます。

## (7) 統合のシミュレーション

### ①統合校の学区

小学校の学区は、現在の八條小学校区・八條北小学校区を合わせたもの（下図水色部分）とします。

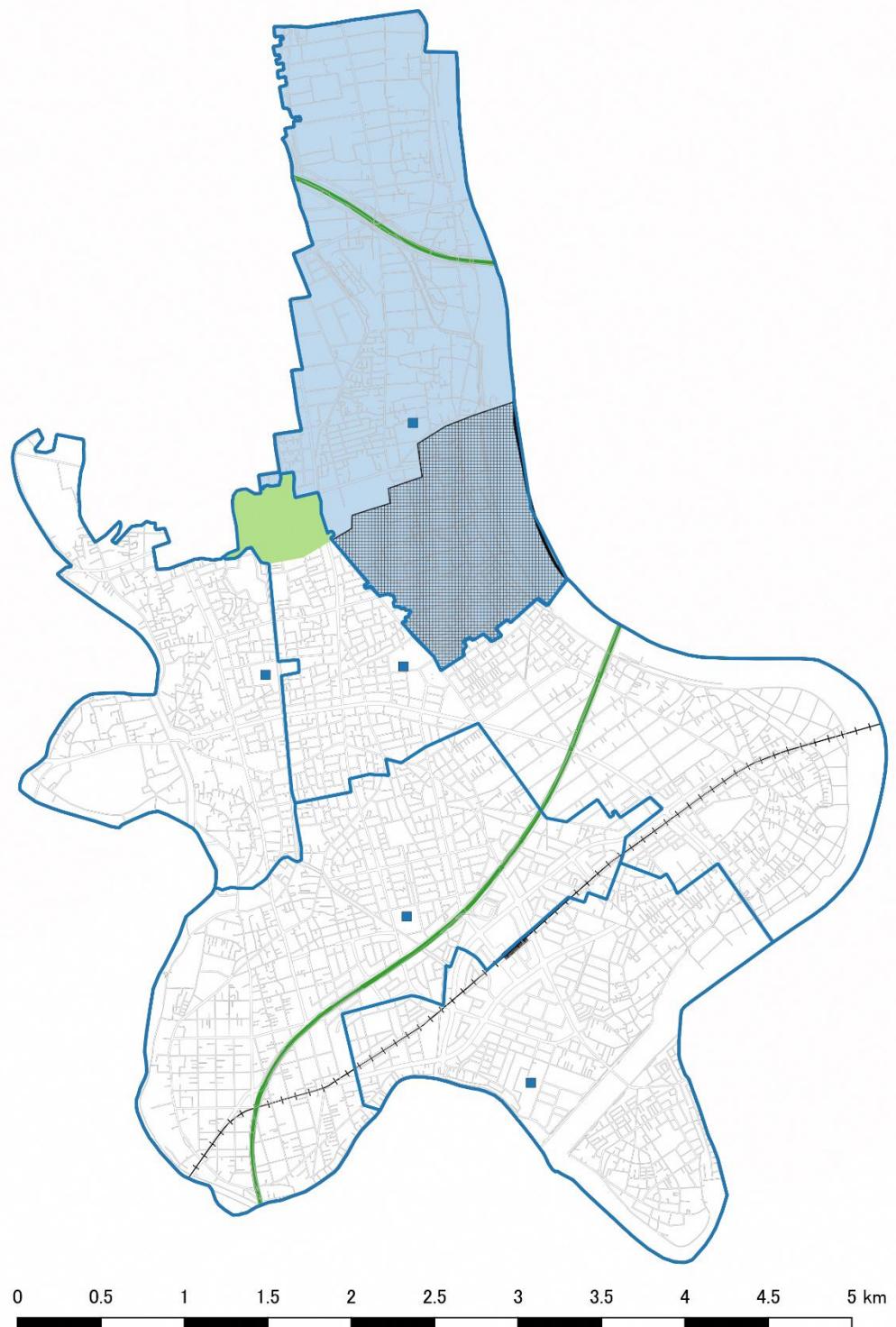


出典：国土地理院「基盤地図情報基本項目」国土交通省「国土数値情報」を加工して作成

中学校の学区については、小中一貫教育を推進する観点から、統合後的小学校区（現在の八條小学校区及び八條北小学校区を合わせた地域：下図の水色部分）と同一にします。

このため、現在の八潮中学校区のうち、八條小学校区となっている部分（下図の斜線部分）についても、統合後の中学校の学区とする方向で学区の見直しを検討します。

あわせて、現在の八條中学校区のうち、松之木小学校区となっている部分（下図の黄緑色部分）についても、八潮中学校の学区とすることを視野に入れて、学区変更を進める方向で検討します。



出典：国土地理院「基盤地図情報基本項目」国土交通省「国土数値情報」を加工して作成

## ②児童生徒数・学級数

八條小学校と八條北小学校を統合した小学校では、当面の間、1学年2学級の状態が続くと予測されます。

図表 統合後の小学校の児童数・学級数推計



児童数

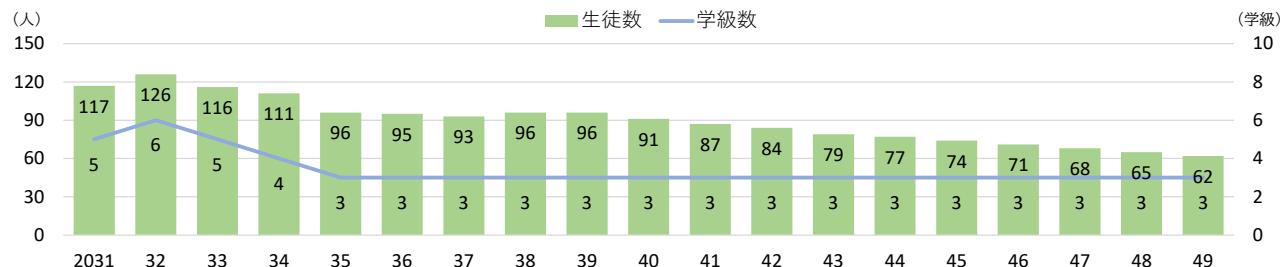
	2031	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
1年	46	43	42	40	38	36	35	34	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22
2年	42	44	42	40	39	37	35	34	33	32	30	29	28	27	26	25	24	24	23
3年	38	42	44	42	40	39	37	35	34	33	32	30	29	28	27	26	25	24	24
4年	46	38	41	43	41	40	38	36	34	33	32	31	30	29	27	26	25	24	24
5年	42	45	37	40	43	40	39	37	35	34	33	31	30	29	28	27	26	25	24
6年	56	42	44	36	40	42	40	38	37	35	33	32	31	30	29	28	27	26	25
合計	269	253	250	242	241	234	224	215	206	198	190	183	176	169	163	156	151	146	141

学級数

	2031	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
1年	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2年	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3年	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4年	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5年	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6年	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	12	12	12	12	12	12	11	10	8	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6

中学校の生徒数は、学校までの距離を理由に八條中学校から八潮中学校または八幡中学校へ指定校変更する生徒の割合が減少すると見込まれることから、現在の八條中学校の生徒数よりも増加し、当面は1学年2学級の状態で推移すると予測されます。

図表 統合後の中学校の生徒数・学級数推計



生徒数

	2031	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
1年	40	45	33	35	29	32	34	32	31	30	28	27	26	25	24	23	22	21	20
2年	42	40	44	33	35	29	31	33	32	30	29	28	26	26	25	24	23	22	21
3年	35	41	39	43	32	34	28	31	33	31	30	29	27	26	25	24	23	22	21
合計	117	126	116	111	96	95	93	96	96	91	87	84	79	77	74	71	68	65	62

学級数

	2031	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
1年	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
2年	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
3年	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
合計	5	6	5	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	

### ③学校施設について

普通教室について、小学校の学級数は最大で12学級と推計されています。現在の八條小学校の最大普通教室数は24教室であるため、特別支援学級を考慮しても、統合後も現在の八條小学校の普通教室が不足することはない予想されます。

中学校用の普通教室は新たに整備します。なお、中学校の学級数は最大で6学級と推計されており、これに特別支援学級を見込んだ教室を整備します。

特別教室については、小学校と中学校で共同利用できる教室は、既存の八條小学校の教室を活用し共同利用することを前提に検討を進めます。ただし、共同利用する場合は、小学生と中学生で体格差があることを考慮した備品を配置する必要があります。なお、前述の「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」における特別教室の種類によれば、小学校には設置されていない特別教室として、技術教室、進路資料・指導室があります。

## (6) 統合に向けた課題と対応策

### ①通学環境の視点から

現在の八條小学校の敷地に八條小学校・八條北小学校・八條中学校を統合する場合、学区の大部分は統合校から直線距離で2km以内となっており、通学距離は片道で最大3km弱になると想定されています。この距離は、国が定めている公立小・中学校の通学距離の基準（小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内）を下回っています。しかしながら、今後の北部地区の開発により、現在の八條北小学校・八條中学校周辺の交通量が増加すると予想されること、また、県道102号線と東京外かく環状道路の交差点は歩道橋が設置されており、直線距離の割に通学の負担が大きいことが課題となります。

そのため、東京外かく環状道路よりも北側に居住している小学生はスクールバスを利用して安全に登下校できるよう、スクールバスの導入に向けた検討を進めます。また、中学生は引き続き自転車通学を認める方向で検討を進めます。

### ②小規模特認校制度の在り方の視点から

前述のとおり、本制度による児童生徒数の増加は見込まれないことから、令和8年度入学予定者から当面の間、本制度の実施を休止します。ただし、引き続き小規模校への通学を希望する声に対応するため、通学区域の弾力的運用により指定学区外からの通学を認める対応を行うとともに、北部地区以外の市内の小規模校における弾力的運用の可能性についても検討します。

なお、小規模特認校で実施していた特色ある英語活動などは、全校で実施できるよう検討します。

### ③環境変化に伴う児童生徒の精神的負担の視点から

統合に伴い、教育環境が大きく変わること、新しい友達や先生との人間関係を構築しなければならないことから、児童生徒に精神的な負担がかかることが懸念されます。

そのため、統合に向けて児童生徒に対しても十分な説明を行うとともに、統合前の段階から八條小学校・八條北小学校・八條中学校の交流活動を実施するなど、児童生徒が円滑に統合校での生活になじめるよう配慮した取組を検討します。

### ④地域防災の視点から

八條中学校は地区防災拠点・一次避難所、八條北小学校は一次避難所としての機能も有しています。また、両校周辺では、北部拠点の形成に向け産業施設の立地や、新たな公共施設の整備に向けた検討を進めています。

こうした状況を踏まえ、学校統合後の地域の安全・安心の確保に向け、関係課と連携し、今後の対応について整理を進めてまいります。

### ⑤地域の核としての学校の視点から

統合に伴い、長年にわたり地域の子どもたちを育んできた学校がなくなることは、学校の卒業生や地域住民にとって、寂しさや喪失感を抱かれるものと考えられます。

そのため、統合後の学校には、これまでの八條北小学校・八條中学校の歴史や思い出を残す場として、「メモリアルルーム」を設置することなどが考えられます。メモリアルルームとは、校歌

や歴代の卒業アルバム、写真、記念品、学校の歴史紹介などを展示する場所です。これは単なる保存ではなく、「学校の記憶」を未来につなげていく取り組みと捉えることができます。新しい学校の中に、地域の歴史を息づかせ、子どもたちにも伝えていくことを大切にしています。

## ⑥ 小中一貫教育の視点から

八潮市では、平成18年度に「基礎学力の定着が不十分」「不登校児童生徒が多い」「非行問題行動が多い」という当時の教育課題を解決するために、従来の小中学校段階にあたる9年間という大きくくりで教育を行う「小中一貫教育」を一つの手法として取り入れました。以来、「施設分離型」の条件の下、全15校が一丸となって小中一貫教育を推進し20年が経過しており、前述の教育課題に対し一定の成果が得られたところです。

小中一貫教育は「施設一体型」、「施設併設型」、「施設分離型」の3つに分類され、本市では現時点において「施設分離型」で小中一貫を推進してきました。なお、それぞれのメリット・デメリットは以下のとおりです。

	イメージ	概要	メリット	デメリット
施設一体型		同じ敷地内で校舎の全て又は一部が一体的に設置している型。	教職員・児童生徒の連携・情報交換がスムーズになり、小中一貫教育の導入による教育上の効果が得られやすい。	小中両方に必要な機能を有する施設を整備する必要がある。授業時間や共用部の活用の方法など、運用面における調整が必要である。
施設併設型	 	隣接した敷地に設置するパターンと同じ敷地で小学校・中学校の校舎を別に設置するパターンがある。	施設一体型と比べ、共用する教室の利用時間の調整など、運用面における調整の手間が少ない。	教職員・児童生徒の施設間の移動が必要であり、施設一体型と比較して連携及び情報共有が難しい。
施設分離型		校舎が隣接しておらず、離れて設置する。	施設一体型と比べ、共用する教室の利用時間の調整など、運用面における調整の手間が少ない。	教職員・児童生徒の施設間の移動が必要であり、施設一体型や施設隣接型と比較して連携及び情報共有が難しい。

本市が八條小学校・八條北小学校・八條中学校の統合にあたり、施設一体型の小中一貫校を整備する方針とするのは、単に学校の再編を目的とするものではなく、9年間を見通した継続的で質の高い教育の実現を図るためです。

分離型の連携による小中一貫教育でも一定の効果は期待できますが、施設・組織を一体化した小中一貫校だからこそ以下のとおり可能となる教育的効果があります。

### 《1》 教育の継続性と学力向上の両立

「学びの分断」が生じない — 9年間で一人の成長を“連続的に設計”できる環境

施設が一体であることにより、小・中の教員が日常的に協働し、児童生徒一人ひとりの学習履歴や得意・不得意を踏まえた継続的な学習支援が可能となります。

また、個々の児童生徒の学習履歴・性格・家庭環境・友人関係などの情報が日常的に共有され、9年間の教育を個人単位でデザインできるという特長があります。

分離型では、年度末の引継ぎや断続的な交流に留まりますが、一貫校では日々の中で自然に教員間の連携が行われ、学び・生活・成長が分断されません。

## 《2》教職員の組織的・一体運営による指導体制の強化

教職員が小中学校の同一組織として日常的に協働することで、情報共有や合同研修、授業改善サイクルが円滑に行われ、学校全体としての教育力の底上げにつながります。

特に、児童生徒の学習課題や生活面での課題に対し、学年・校種を越えた支援が可能となり、教員一人では対応が難しいケースにも組織的に対応できる体制が整います。

## 《3》発達段階に応じた柔軟な学習環境

同一施設内に小中両校を配置することで、学年や教科の壁を越えた学びの場を設定しやすくなります。小学校高学年と中学生が共に取り組む探究学習、部活動や行事を通じた異学年交流など、多様な学習・体験活動の展開が可能となります。これらの活動は、児童生徒の主体性・協働性を育み、学びに対する意欲の向上や学力の向上にも寄与します。

このように、施設一体型の小中一貫校は、

- ・教育の継続性
- ・教職員の専門性の融合
- ・発達段階に応じた柔軟な学び

を同時に実現できる、新しい学校モデルです。

少子化が進む北部地区においても、将来にわたり「確かな学力と豊かな心を育む教育」を継続するため、小中一貫校の整備は最も有効な方策と考えます。

### (7) 今後のスケジュール（案）

令和13（2031）年4月に八條小学校・八條北小学校・八條中学校の統合校を開校することを目指し、検討を進めていきます。

まずは、3校の統合に先立ち、令和10（2028）年4月以降に、八條小学校と八條北小学校の統合をすることを目指し、検討を進めていきます。八條北小学校は既に1学年・1学級の状態となっており、これを可能な限り早期に解消することを目的としたものです。そのために、令和8年度には、教職員、保護者の方々、地域の方々等から構成される統合準備委員会の設置を検討します。統合準備委員会は、統合を円滑に推進するために必要な準備や検討を進めるための組織です。統合校の名称、校章、校歌、学校行事、PTA組織、通学手段などを検討、協議します。

学校施設について、令和8年度を目途に、統合校における基本構想・基本計画の策定を進めていきます。基本構想・基本計画は、学校の設計・工事を進める上で基本的な考え方や指針、学校の規模や求められる機能等を定めます。また、定められた基本的な考え方について整理し、スケジュール及び概算工事費を定めます。そして、基本設計・実施設計・施工を進め、令和13年度を目指します。

